

【共通事項】

支給時期について 医療機関等から届く診療報酬明細書、調剤報酬明細書確認の為、目安として施術月の3か月後の支給となります。
「本人状況報告書」の提出依頼、「医師照会」が発生すると更に給付に時間を要します。

⚠ はり灸マッサージ療養費の支給については健康保険法で定められている療養費の支給基準を満たしているか審査の上、健康保険組合が決定します。
支給要件を満たさない場合でも自費にて施術を受ける事は可能です。

給付の方法

在職者	給与にて給付
退職者	申請書に記載された口座へ振り込み
任意継続加入者	保険料振替口座へ振り込み

支給通知

- ・「給付金支給決定通知書」はKOSMO Communication Webに掲載されます。
- ・被保険者にIDが発行されています。(詳細は健保HPをご覧ください)
- ・ユーザー登録時に設定されたアドレスに掲載通知メールが届きます。
(時期は支給月の中旬頃。)

確証書類

⚠ 申請書より小さい確証類は「確証類 貼付用台紙」に糊付けして下さい。

書類の提出先

在職者	事業主経由。(健保HP申請書掲載箇所の「提出先」参照)
退職者・任継者	NEC健保に直接送付

【はり灸】の場合 (健康保険適用には要件があります)

慢性的な疼痛のある疾病に対し、**医師による適当な治療手段がなく、医学的な見地から**、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が同意した場合に申請が可能となります。

申請受付後に健康保険組合にて療養費の支給要件を満たしているか支給審査します。

療養費の支給決定を行うのは保険者(健康保険組合)です。

対象となる疾病

1.神経痛 2.リウマチ 3.腰椎症 4.頸腕症候群 5.五十肩 6.頸椎捻挫後遺症

傷病名が上記以外の場合は、**詳しい症状や保険医の適当な手段がないと解る内容**が記載されている同意書を添付して申請下さい。

注意事項

- ・同一症状により、医療機関で治療、投薬を受けたり、接骨院・整骨院の施術を受けている場合ははり灸療養費は健康保険適用外です。
- ・同一症状により、同日にはり灸とあん摩マッサージを受けた場合はどちらか一方のみ保険給付となります。

保険医の同意書について

長く慢性的な痛みに対して、医師による治療手段がない場合に、はり灸施術に同意されるものです。

ご本人の希望、はり灸師に勧められて同意書の発行を求めた場合等は支給対象とはなりません。

【あん摩・マッサージ】の場合 (健康保険適用には要件があります)

筋麻痺・関節拘縮等であって医療上マッサージが必要なものに対し、あん摩・マッサージの施術を医師が同意したものが申請可能となります。

申請受付後に健康保険組合にて療養費の支給要件を満たしているか支給審査します。

療養費の支給決定を行うのは保険者(健康保険組合)です。

適応症

筋麻痺・筋委縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とす症例

医療マッサージとは

麻痺の緩解措置としての手段、あるいは制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し

症状の改善を目的とするものです。

注意事項

- ・疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージに健康保険は適用外。
- ・同一症状により、同日にはり灸とあん摩マッサージを受けた場合はどちらか一方のみ保険給付となります。